

大和高田市の立地適正化計画について

大和高田市では、令和元年6月3日から、立地適正化計画の運用を開始します。






「**居住誘導区域**」「**都市機能誘導区域**」は、下図のとおりです。

下記の対象となる開発行為・建築行為を行う場合は、**工事着手の30日前までに、大和高田市への届出が必要**です。

また、都市機能誘導区域内で、誘導施設（裏面に記載）を休廃止する場合も、**その30日前までに、大和高田市への届出が必要**です。

1. 居住誘導区域に関する届出

居住誘導区域外で以下の対象となる開発行為や建築等行為を行う場合

開発行為	開発行為
<ul style="list-style-type: none"> ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸以上の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う行為 	<ul style="list-style-type: none"> ① の例：3戸の開発行為  ② の例：1,300㎡ 1戸の開発行為  800㎡ 2戸の開発行為 
建築行為	建築行為
<ul style="list-style-type: none"> ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合 ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ① の例：3戸の建築行為  1戸の建築行為 

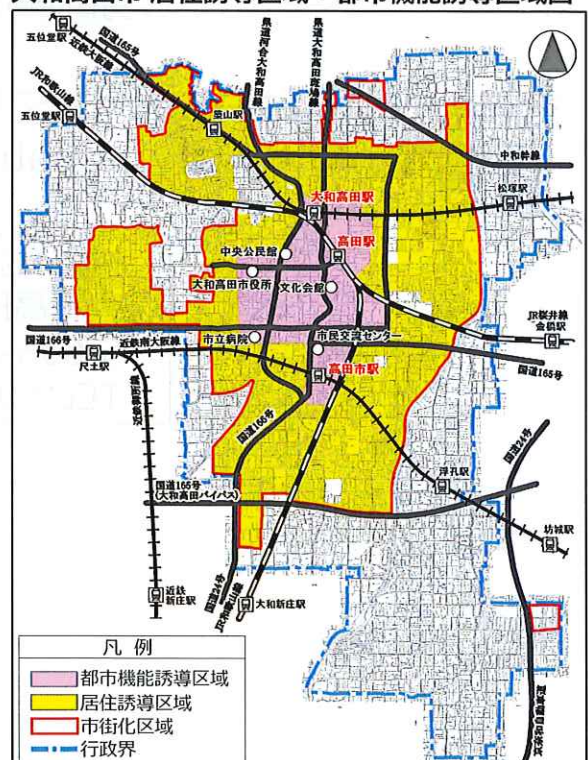
2. 都市機能誘導区域に関する届出

都市機能誘導区域外で以下の対象となる開発行為や建築等行為を行う場合

開発行為
① 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
建築行為
<ul style="list-style-type: none"> ① 誘導施設を有する建築物を新築する場合 ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

※ 裏面に『誘導施設』を記載しています。

大和高田市 居住誘導区域・都市機能誘導区域図



<問い合わせ先>

大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
 〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地 1
 TEL : 0745-22-1101

大和高田市の立地適正化計画について（裏面）

3. 都市機能誘導区での届出に該当する誘導施設

誘導施設として、下記の施設を設定しています。

『利便性が高く賑わいと魅力あるまちづくり』を誘導する施設	
商業施設	○ 大規模小売店補立地法第2条第1項の面積が、3,000㎡以上の商業施設
高等学校等	高等学校・専門学校・大学等 ○ 学校教育法第1条（高等学校・高等専門学校・大学） ○ 学校教育法第124条（専修学校） ○ 学校教育法第134条（専門学校）
文化・交流施設	文化ホール・図書館 ○ 市民の相互交流を目的とし、文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設（市民交流センター等） ○ 図書館法第2条第1項

『あらゆる世代が安心・安全に暮らせるまちづくり』を誘導する施設	
病院	○ 医療法第1条の5に規定する施設で病床数200床以上を有する施設
子育て支援センター	○ 子育て支援のための拠点的な機能を有し子育てに関する相談・情報提供や、保護者等の活動支援等を行う施設
地域包括支援センター	○ 介護保険法第115条の46に規定する施設

『市全域を見据えた持続可能なまちづくり』を誘導する施設	
金融機関	銀行・信用金庫・労働金庫 ○ 銀行法第2条に規定する銀行（銀行・信用金庫） ○ 労働金庫法に基づく金庫（労働金庫）

※ 詳しい内容はホームページでご確認いただくか、下記まで問い合わせください。
(<https://www.city.yamatotakada.nara.jp>)

<問い合わせ先>

大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1
TEL : 0745-22-1101